



市民意見公募制度

【寄せられたご意見をご紹介します】

「山陽小野田市地域防災計画(案)」にお寄せいただいたご意見と、それに対する市の考え方(対応)をご紹介します。

なお、本計画の全文は、総務課、山陽総合事務所地域活性化室、南支所、埴生支所、公園通出張所、厚陽出張所で閲覧できます。また市ホームページにも掲載しています。

【問い合わせ先】総務課 (☎ 82-1122)

◆地域防災計画とは

山陽小野田市域における災害対策に関する事項を定め、市民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とするものです。社会情勢や環境の変化、国や県の最新の災害対策等に対応するため全面的な見直しを行ったものです。

<h3>山陽小野田市地域防災計画(案)</h3>	【担当課】 総務課 ☎ 82-1122
	○公募期間 3月15日～4月15日
	○意見の件数 14件
お寄せいただいた意見	市の考え方(対応)
<p>第1編第1章第5節 9 市民・事業所等のとるべき措置 防災・減災に関する知識・技能の習得に努める努力義務および通報の義務を追加し次のとおりとする。</p> <p>1 防災・減災に関する知識および技能を習得するよう努めるとともに、自分を含めた周囲が被災しないよう備えておくこと。また、災害が発生する恐れがある異常な現象または災害が発生したときは、市または防災関係機関に通報するものとする。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて修正します。なお、災害時の通報先については、ハザードマップ等に示すとともに、市ホームページに掲載するなど、より分かりやすく提供するよう努めてまいります。</p>
<p>第1編第1章第5節 9 市民・事業所等のとるべき措置 防災および減災活動を自分たちの活動と位置づけるため、記載内容を次のように訂正する。</p> <p>2 地域社会の一員として、自主防災組織が行う防災および減災活動に積極的に参加するよう努める。</p>	<p>地域での防災活動への参加啓発は訓練等を行ううえでの課題と認識していますので、市としましても、出前講座や校区防災訓練等に協力し、今後も普及啓発に努めてまいります。</p>
<p>第1編第1章第5節 9 市民・事業所等のとるべき措置 先で追加した内容に含まれるため「3 自己の責任により自らを災害から守る自助に努めること。」は削除する。</p>	<p>自助には災害への備えの他に、実際に被災したときに自らの身は自分で守るという意味があるため、現行のとおり記載すべきであると考えます。</p>